

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和5年第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和5年11月7日(火) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局 小川次長

契約課 中嶋課長, 水田工事契約担当課長, 大木課長補佐(物品契約係長),
瀆本工事契約係長, 大西指導係長, 寺田管理係長, 中本副主査

(2)岡山市水道局 上高次長

管財課 繁田課長, 名越課長補佐, 岡島契約係長, 片山副主査, 岸本副主査

5 会議次第

1 岡山市契約課抽出事案について

(1)工事契約

(2)物品契約

2 岡山市水道局抽出事案について

(1)物品契約

(2)役務契約

6 会議概要

1(1)抽出事案「岡山市消防水難救助訓練施設新築工事」

委員 : 応札者が1社となった理由は何か。

市当局: 応札者が1社だった理由は、今回の案件が施設内に2つのプールを築造する特殊な建築物であること、また、応札者の事情ではあるが、ほかの工事との調整がつかず必要な技術者の確保が出来なかった、もしくは、2社JVということで合意ができる相手方が見つからずJVが組めなかった、という事情があったのではないかと想定しています。

委員 : 抽出理由として、落札率が高く、許容価格と近似しているからということもあったが、その点はどうか。

市当局: 落札率が高かった理由については、本件はプールを築造するという事で、コンクリートを非常に多用する案件であり、使用資材が高騰状態にあることから、応札者の考えで高めの入札金額を出したのではないかと想像しています。また、近年大規模な建築物の発注が続いているので、入札状況の把握力や、事業者の積算能力が向上したと考えています。

委員 : プールがあり、特殊な案件だが、精度の高い積算が可能なものなのか。

市当局: 今回の建築物についても、土木と同じように、積算基準があるので、そちらを用いて市においても積算します。市の積算で不足する部分については、事業者から参考見積を徴取し、設計しています。

委員 : 総合評価の種類について、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型とあるが、どの型を選択するかについて基準はあるのか。

市当局: ひとつの基準として、金額があります。本件は、許容価格が7億円を少し超える案件です。また、簡易型・標準型などを採用しようとするときに、どれほど企業の皆様からの提案をいただけるか、そういったものを加味して、相手方の選定ができるかどうか、市が求める技術力の評価がどれほど必要かというところで、どの型を選ぶか決めています。

委員 : 他都市にも無い施設であるけれども、さほど技術的な違いが無い建築物だという判断か。

市当局：今回担当課は、こういうものを作りたいと吟味したうえで設計しているので、さほど事業者から提案してもらった創意工夫の部分は少ないのではないかと考えています。

委員：2社の共同企業体で行うというのは、設計内容によって決めるのか。

市当局：共同企業体による入札は、「岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱」にて、2社または3社JVで行うというルールを定めています。当該要綱の最後に「別表（第6条関係）」があり、今回の建築工事であれば、許容価格の金額に応じて、構成員数が2社または3社を前提に考えるルールになっています。

1(2)抽出事案「特殊災害対応自動車」

委員：特殊災害対応ということだが、今の説明では、核物質、原発事故などを想定したものか。

市当局：放射性物質や、生物剤・化学剤、サリンなどを想定しています。今回の購入にあたっては、令和2年にロシアで発生したノビチョクという化学剤にも対応できる機材を導入しています。

委員：許容価格はどのように決めるのか。また、これまでこういう特殊な車両は手をあげるところが少ない印象だったが、今回3社の応札があったのは特殊な事情があるのか。

市当局：まず、許容価格の積算ですが、ひとつは他都市が令和元年に購入した同様の車両の内容を参考にしています。また、資機材についてもメーカーに連絡を取り、メーカーのデモを見て、その中から岡山市が欲しいものを選んで、それを積み上げて許容価格を決めています。車両が特殊ということですが、車両メーカーだけで9社くらいあり、それぞれがラインナップの車両として災害対応の自動車をあげています。特殊な車両ではあるが、どこでも取り扱いがある車両で、特殊性はあるものの、手に入れやすいということでした。

委員：高額なものだが、これはひとつの市で最低これだけを備えよ、というようなルールはあるのか。

市当局：車両は政令市にあっては、最低1台は備えるようにというのが、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」で定められています。

委員：多種多様な装備品が入っているが、この装備品は一般的なものなのか。また、備品が

壊れた時の交換は再度入札しなければならないのか。

市当局： 装備品は大体こういうものが入っているというのは一般的にあります。今回参考にした自治体は令和元年に購入していますが、令和2年にロシアのノビチョクという化学剤が出てきて、化学剤も、サリン、VX ガス、ノビチョクと変わってきているので、時代に合わせて、検知ができるようにグレードアップしています。そういうグレードアップをする代わりに、他の物のランクを下げるとか、金額の調整を図ることはあるそうです。また、備品の交換は金額により、10万円までは自課で契約が出来、10万円を超えるものは物品契約により契約課にて、指名見積り合わせまたは一般競争入札で行うこととなります。

委員： 積載品・装備品は、車についているものではないという前提で考えるときに、それは車両と分けて入札するのか、車と一括で入札するのか。車と一緒にパソコンを買うことは無いと思うので、その辺りの切り方はどうなのか。

市当局： 車両なので振動があるため、後付けでポンとおいて大丈夫ということにはならないです。揺れても落ちないように型にはめてしまうので、一体として出します。

委員： 一般的に車検があって、平成21年から14年経っているの、耐用年数という車両上の問題と、装備品の問題ということで買い替えなのか。

市当局： 緊急車両なので、整備しているとはいえ、経年劣化や使用頻度等を考えたうえで、買い替えを行いたい、装備品については、新しくしたいということは聞いています。今の化学剤や生物剤に対応できるように、グレードアップをすると聞いています。

委員： 今後そういう新しい化学物質とかが出てきたときに、また新しいものを購入するのではなくて、ある程度搭載するものを変えていくというような形での契約にしないと、大きな金額なのでいかなものかなと思った。

2(1)抽出事案「イオンクロマトグラフ」

委員： 今回メンテナンス的に無理があり、買替えるということだが、今まで使用していたメーカーは、仕様書に参考製品としてある2社のうちのどちらかということか。

市当局： そうではないです。仕様書の機能、検査項目を満たすものであればどこのメーカーでもよいです。

委員 : メーカー指定しているもの、していないものの基準があれば教えてほしい。

市当局 : ここのメーカーのものでしか検査できないというのであれば、メーカー指定をしますが、そうでなければ、必要な項目が検査できれば、どこのメーカーでもよいです。

委員 : 参考見積を取った時点で2社に大きな差が出たということだが、その理由がわからない。メーカー指定していないことが関係あるのか。

市当局 : 2社の参考見積の金額の違いについては、メーカーごとに付いているプラスアルファの機能の違いだと思います。

委員 : 同じものを岡山市の過去の事例からいくらで落札しているものかを考慮して、許容価格を決めるものではないかと思う。次から同じものを購入するときに、参考見積の金額の高い方で設定するのは考えものではないか。実売価格を知る方法はないのか。

市当局 : 機器に加えて、付属品や保証などの特記事項を加味しての入札になっているため、許容価格を下げるのは難しいです。仮に高い方の参考見積より許容価格を下げた場合、安い方が辞退すると不調になり、その後の対応が難しくなります。このため、高い方を基準にしている予算額で許容価格を設定しています。

市当局 : どうして安くなるかは、正直分からない部分があるが、水質検査機器は、特殊機器なので、数が出るものではなく、実勢価格を調べるのに業者に聞いても、それが正しいのか判断が難しいです。ご指摘があったように過去の事例等を参考にして、今後同じような購入があると思うので、その際に生かせるかどうか考えたいと思います。

2(2)抽出事案「中管路整備課管内漏水調査業務委託(その1)」

委員 : 落札業者以外の入札価格を見ると、許容価格は妥当で、先ほどの事例と逆で、役務業務で、何かを見つける仕事なので、見つからなかったとしても責任が全部業者に及ぶわけではない。クオリティ的に、金額が低過ぎたらだめということはないのか。

市当局 : 入札参加資格で実績も求めていますし、現場作業には7年間の実務経験を求めています。安く応札してくる業者は市外業者が多く、業務の規模的にも大きくされていることが多いため、実績や技術者もしっかりされていると考えています。

委員 : 低い金額で応札しているのは、どこが他の業者と大きく違っているのか。

市当局: 岡山市で実績を作れば、他の自治体の入札で実績を求められた時に岡山市の実績が使えることになるので、どうしても実績を作りたいということで低い金額で応札しているのかなと思います。

市当局: この業務は、技術者の能力が頼りの業務であり、業者によって技量に差があると思います。こちらが示しているのは、このエリアでこの業務をいつまでにしてくださいということで、何日間、何人従事させるかというのは業者の判断になります。優秀な技術者が在籍しているところは、少ない日数で終わらせることができるし、機器の性能によっても変わってくると思います。

委員 : 漏水調査業務の委託は、区画を分けて頻繁に発注するものなのか。

市当局: 年に10件くらい発注しています。その内2件くらいが市外業者まで応札可能で、1,000万円未満の8件が市内業者までという条件で発注をかけています。

委員 : 1,000万円未満の案件は応札業者数が6,7社で、それ以上は25社くらいで、応札業者数に差が出ていると思う。ある程度案件をまとめて、1,000万円以上の案件にするのも、安くするためにはひとつの手段かなと思う。

市当局: 市の立場からすれば、市内業者が受注する機会を提供する必要もあるので、設計担当課もそのあたりを加味しながら、案件を発注していると思います。1,000万円以上の案件では落札率が低くなる傾向があるので、そうすればよいのではというご意見はよくわかります。

(終了)